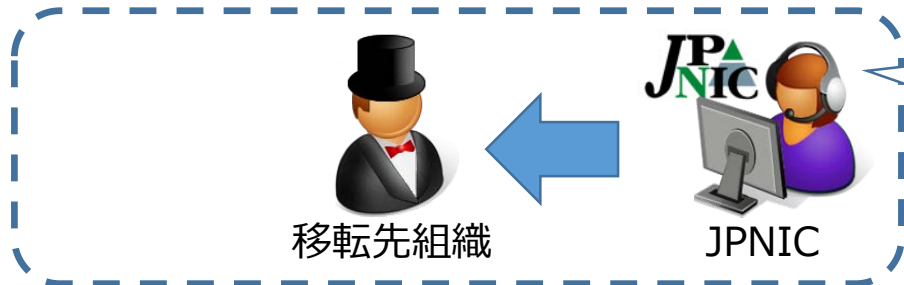


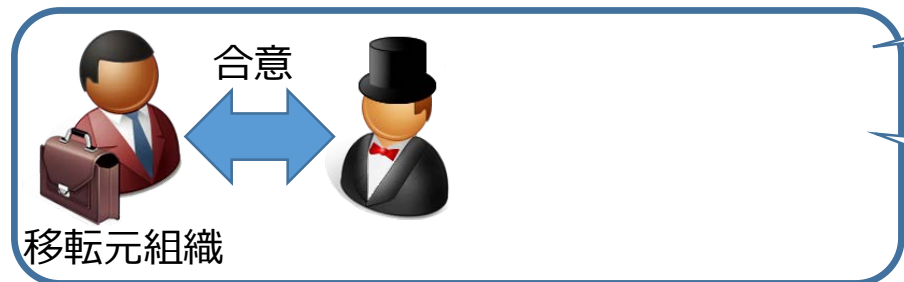
①(該当者のみ)移転可能IPv4アドレスサイズの通知を受ける 申請時のポイント



申請時点から、最長で24ヶ月以内のIPv4アドレスの利用計画をもとにして、移転対象レジストリから移転可能とするアドレスサイズの通知を受けてください。通知された移転可能IPv4アドレスサイズは2年間有効です。

移転可能アドレスサイズの通知を受けるための申請は、Web申請システムより「IPv4割り振り申請」からご申請ください。

②移転について両者合意・必要書類作成

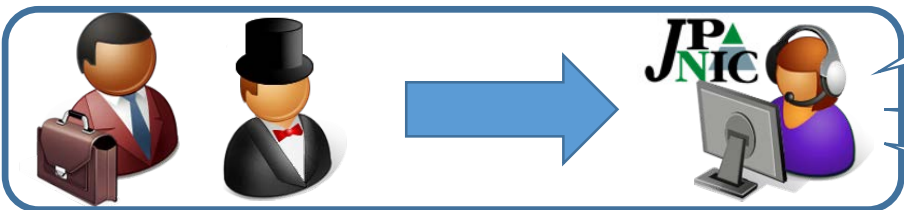


移転元と移転先が合意した条件についてはJPnicでは関与しませんが、両者で十分に調整を行ってください。

移転申請書の記入内容とデータベース登録情報が一致することを必ず確認してください。一致しない場合には、移転申請書の再提出やデータベース登録情報の変更をお願いする場合があります。

移転申請書と、移転申請書に捺印した代表者印の印鑑証明書(発行日から3ヶ月以内の原本)をご提出ください。

③JPnicに必要書類提出(郵送)

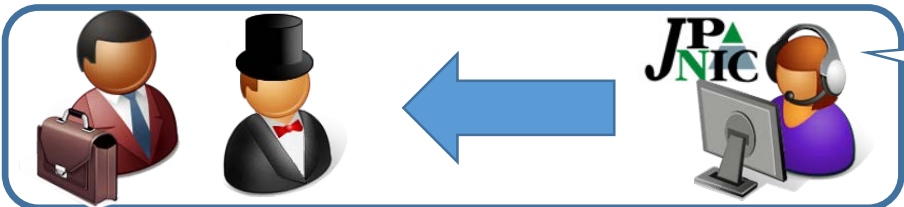


提出した印鑑証明書の有効期間内に移転申請を再度提出する場合、別の申請では印鑑証明書の提出省略が可能です。

提出は、移転元、移転先のいずれからでも構いません。

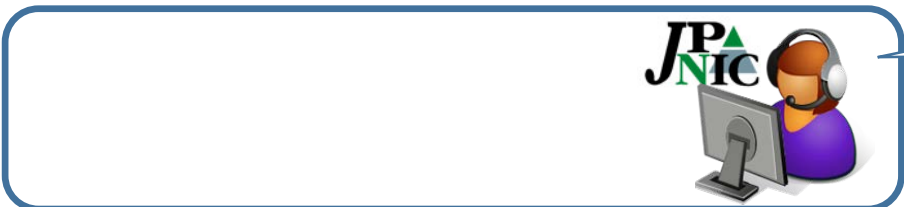
IPアドレス・AS番号維持料をお支払いいただけていない場合、必要書類の提出前までにお支払ください。支払期日であっても同様です。

④JPnicから留意事項の確認(電子メール)



データベース登録情報や逆引きゾーンの委任に関する情報の引継ぎ、移転後のアドレスの管理方法など、移転申請に際してご留意いただきたい事項をお知らせします。留意事項に了承いただける場合には、その旨をJPnicまでお知らせください

⑤JPnicにて申請内容確認



申請内容の確認が終わりましたら、JPnicからその旨をお知らせします。

⑥(該当者のみ)移転後に必要な手続きを行う

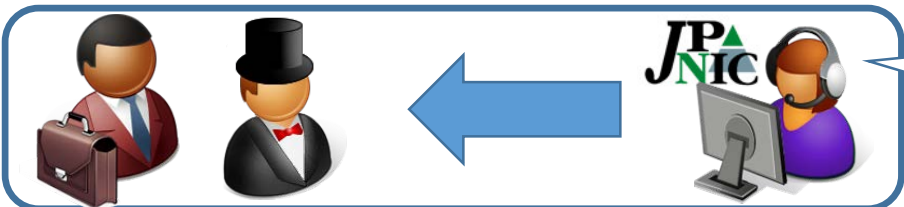


契約・解約手続き、移転後にデータベースに登録する内容の提出、移転手数料の支払いなど、JPnicから必要な手続きをご案内します。案内に従って、必要な手続きを行ってください。

「④JPnicから留意事項の確認」の際に、必要な手続きについてあらかじめ質問いただいても構いません。

全ての手続きが完了していることを確認後、JPnicから移転予定日をお知らせします。

⑦JPnicから移転予定日の通知



通知の内容を確認して問題がなければ、JPnicへの返信は必要ありません。なお、通知された移転予定日は、原則として変更できません。

意図しない移転申請であるなど、各組織において不明の点は、移転予定日の前日までにJPnicまでご連絡ください。

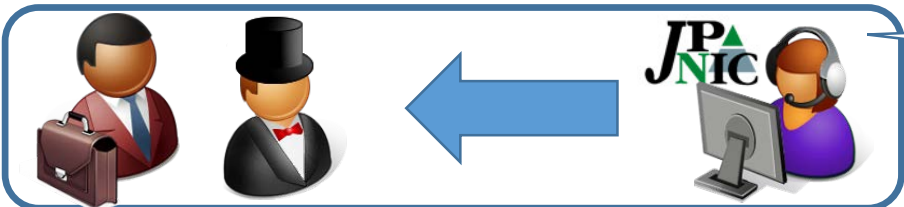
⑧移転日が到来し、データベース変更処理を実施



データベース登録情報や逆引きゾーンの委任に関する情報の変更・削除を行い、担当者にご知らせします。データベース登録情報については、JPnic WHOISで確認してください。

JPnic Webページで申請内容を公開します。
<https://www.nic.ad.jp/ja/ip/ipv4transfer-log.html>

⑨JPnicから移転完了通知書を送付(書面・電子メール)



資源管理情報中の[資源管理責任者]にご連絡します。この通知を受領した時点で移転申請は終了です。